

第 9 6 号議案

志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年志木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「4 0 5 円 9 8 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に、「2 3 7, 1 8 7 円」を「3 1 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される志木市の議会議員及び長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された志木市の議会議員及び長の選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、志木市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとしたいので、公職選挙法第 1 4 2 条第 1 1 項の規定により、この案を提出するものである。